

事業活動に係る地球温暖化対策等計画書制度(骨子素案)

目的

事業活動に伴う温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者を対象とした排出削減を促進

対象者(次のいずれかに該当する事業者)

【エネルギーを多量に使用している事業者】

範囲の拡大

県内に設置している事業所の前年度のエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kl/年以上の事業者

<現行>省エネ法のエネルギー管理指定工場の要件に該当する事業所を県内に有する事業者など(205社)

【自動車をよく使用している事業者】

範囲の拡大、現行の自動車環境計画書制度を統合

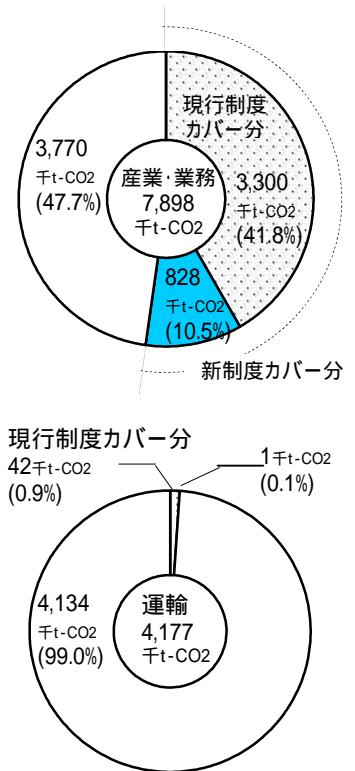
前年度の3月31日現在において、200台以上の自動車(県内に使用の本拠があるもの)を使用する事業者

<現行>200台以上の自動車を使用するトラック・バス事業者、350台以上の自動車を使用するタクシー業者(5社)

【温室効果ガスを多量に使用している事業者】

新設(温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の対象事業者より範囲が広い)

県内に設置している事業所の前年度の5.5ガス(非エネルギー起源CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆)の排出量の合計が3,000t-CO₂/年以上の事業者



いずれも2008年度実績

* 省エネ法: エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)

* 温対法: 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

計画書・報告書の作成、提出、公表

対象事業者は、最大3ヵ年の温室効果ガスの排出抑制に係る計画書を作成

計画年度の複数年度化 <現行>単年度計画

計画項目に交通・物流等、新たな観点の対策を追加

(従業員のノーマイカー通勤対策、集客施設等利用者の交通対策、荷主の取組 など)

重点対策を設定(基礎的な運用対策を必須項目、設備更新対策を選択項目と設定)

中小事業者の任意提出制度の創設(対象外の事業者も計画書の作成提出が可能)

計画書提出事業者は、取組実績等について毎年度報告書を作成

事業者と県はそれぞれ計画書と報告書を公表

県による助言・指導、評価、表彰

計画書の作成から取組までサポート(助言・指導)

計画書内容や取組実績の評価、結果の公表

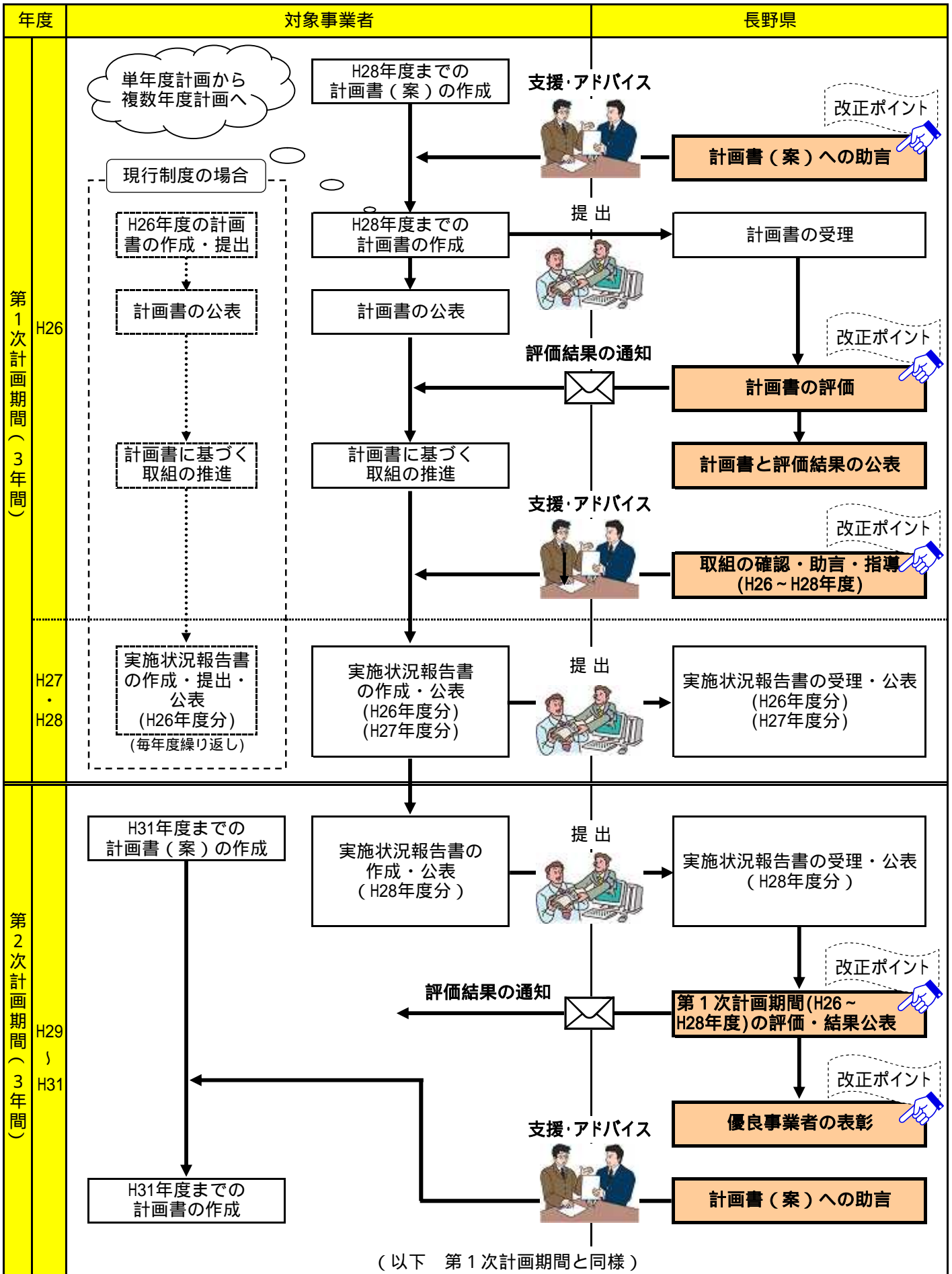
県は取組実績で高評価の事業者を表彰できる

県による現地調査、勧告等

計画書の内容やその実施状況の確認などに係る現地調査・指導助言を実施

計画書等の提出などを行わない事業者に対し、県が勧告・公表できる

新しい温暖化対策計画書制度の流れ



事業活動に係る地球温暖化対策等計画書制度(骨子素案)

1 大規模事業者等による計画書・報告書の提出、公表

温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者(以下「大規模事業者」という。)は、指針に基づき、地球温暖化対策計画書(以下「計画書」という。)を作成し、県に提出する。

大規模事業者以外の事業者は、指針に基づき、計画書を作成し、県に提出することができる。

計画書を提出した事業者は、計画に基づいて行った取組実績等について、毎年度報告書を作成し、県に提出する。

県と大規模事業者等は、事業所等での閲覧やホームページへの掲載等の方法により、それぞれ計画書と報告書を公表する。

(1) 対象者

次に掲げる事業者のいずれかに該当するもの。

ア エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)の特定事業者・特定連鎖化事業者の指定を受ける要件に該当する事業者うち、県内に設置している事業所の前年度のエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kl/年以上の事業者

イ 前年度の3月31日現在において、200台以上の自動車(県内に使用の本拠があるもの)を使用する事業者

ウ 県内に設置している事業所の前年度の5.5ガス()の排出量の合計が3,000t-CO₂/年以上の事業者

基本は、非エネルギー起源CO₂、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)のいわゆる「5.5ガス」とするが、国の動向によっては、三ふっ化窒素(NF₃)を加えた6.5ガスとすることも有り得る。

【対象の単位】

* 個々の事業所や事業活動に使用する自動車のみならず、事業活動全体を俯瞰して、温暖化対策に係る取組を適切に行うことも必要であるため、計画書等の提出等は、事業者単位とする。

【対象事業者】

* 省エネ法の平成20年度改正など社会情勢の変化を踏まえ、計画書制度の実効性をより高めるため、対象範囲を拡大し、事業所当たりのエネルギー使用量は相対的に少ないものの、事業者全体として潜在的な温暖化対策の実施余地があると見込まれる事業者も対象とする。

* 事業活動に係る自動車の使用に関する温暖化対策をより推進するため、対象業種を運輸業(トラック、バス、タクシー)から全業種へ拡大するとともに、使用台数に係る要件を、現行の自動車環境計画書の対象範囲の下限に設定する。

* 県内事業所における5.5ガスの排出状況を可能な限り広い範囲で把握し、排出削減に係る取組を推進するため、新たに対象事業者として追加するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における対象事業者の範囲よりも広くする。

(2) 計画期間と基準年度

ア 計画期間

計画期間の終期となる年度をあらかじめ定め、計画提出義務が生じてから当該年度までを事業者の計画期間とする。

- ・第1計画期間の終期：2016(平成28)年度
- ・第2計画期間の終期：2019(平成31)年度

イ 計画の基準年度

計画始期の前年度を基準年度として、計画書を作成する。

区分	(年度)							
	2013	第1計画期間			第2計画期間			2020
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
A社	基準年度				前年度のエネルギー 使用量等により別途 対象となるか判断			
B社		基準年度						
C社			基準年度					

【計画期間】

- * 温室効果ガスの削減対策は、その実施や効果について、複数年の見通しを持って行われるものであるから、計画期間を固定することによって、多くの対象事業者が対策の見通しを立てやすくなることが考えられる。
- * 計画期間の終了年度に合わせて、重点対策の変更や制度の改正など、必要に応じた変更ができる。
- * 仮に、次期地球温暖化防止県民計画の中間レビューを行う時期が2017(平成29)年度となった場合、第1計画期間の成果を反映することができる。

【基準年度】

- * エネルギー消費量等の把握が比較的容易にでき、対象事業者の負担増を抑えられることから、計画始期の前年度を計画の基準年度とする。

(3) 排出係数等の扱い

- ・排出係数は県で指定した係数(原則2010年度のもの)を使用し、第1計画期間中は固定する。
- ・クレジットの購入や主にグリーン電力()を小売供給している新電力(特定規模電気事業者)の選択など事業者の取組を反映した調整後排出量を、参考値として記載できることとする。

主に太陽光発電等の再生可能エネルギーによって発電された電気

- ・調整後排出量の算定に利用可能なクレジットは次に掲げるものとする。
 - * 県が認証したクレジット
 - * グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証
 - * 県内産の国内クレジット(現在国で検討されている“新クレジット制度”において認証されるクレジット)

【排出係数】

- * 事業者の、温室効果ガスの排出削減に係る努力がわかるようにするため、排出係数を固定する。

【利用可能なクレジット】

- * 県制度に基づくクレジットの利用促進を図るため、県が認証したクレジットを対象とする。
- * グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証や国内クレジットについては、国の制度であって、省エネ法や「温室効果ガス算定・報告・公表制度」において調整後排出量の報告の際に用いることができるものであることから対象とする。

* 国内クレジットについては、県内での温室効果ガス排出削減・吸収に係る取組を推進するため、県内産クレジットに限定する。

(4) 計画書の構成

- ・ 全ての対象事業者は、県内での事業活動全体に係る計画（総括票）を作成する。
200台以上の自動車を使用する事業者にとっては、重点対策票も作成する。
- ・ 対象事業者のうち、原油換算エネルギー使用量等が一定規模以上の事業所を有する事業者にとっては、当該事業所ごとの事業活動に係る計画（個別票）と重点対策票を作成する。

区分	県内での事業活動全体に係る計画	一定の事業所に係る計画	
1,500kl 以上使用事業者	総括票	原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上の事業所	
		個別票	重点対策票
200 台以上使用事業者		重点対策票	-
3,000t-CO ₂ 以上排出事業者		5.5 ガスの合算排出量(CO ₂ 換算)が 3,000t 以上の事業所	
		個別票	重点対策票

(5) 計画書記載項目

- ・ 別紙 1 のとおり

【特徴】

計画項目に交通・物流等、新たな観点の対策を追加
 （従業員のノーマイカー通勤対策、集客施設等利用者の交通対策、荷主の取組など）
 現行の自動車環境計画書制度と統合
 重点対策を設定（基礎的な運用対策を必須項目、設備更新対策を選択項目と設定）

2 県による指導や助言の実施

計画書を提出する事業者に対して、必要に応じて指導及び助言を行う。

(1) 指導・助言する時期

- ・ 計画書(案)の作成時
- ・ 計画期間中

(2) 指導・助言する主な対策

重点対策（別紙 2 とおり）

3 県による評価の実施

県は、計画書の内容や計画期間を通した取組実績について、指針に基づき評価する。
 県は、評価結果を事業者に通知するとともに、公表する。

【評価方法の方向性】

- ・ 総括票と個別票を別々に評価する。
- ・ 該当要件(エネルギー使用量、自動車使用台数、5.5 ガス排出量)ごとに評価する。

【評価 (例)】 全ての要件に該当する事業者とする。

事業者	該当要件	総括票	個別票	
株式会社	エネルギー使用量	S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	事業所	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D
			事業所	S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D
	自動車使用台数	S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	-	-
	5.5 ガス排出量	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	事業所	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D

原油換算エネルギー使用量 1,500kl 以上(当該使用量が 1,500kl 以上の事業所も有する)

200 台以上の自動車を使用する

5.5 ガスの CO2 換算排出量 3,000t 以上(当該排出量が 3,000t 以上の事業所も有する)の事業所を有する

- ・ 記載項目のうち、評価の対象となる項目に配点し、記載内容に応じて評点をつける

【配点項目例】 別紙 1 のとおり

- ・ 削減目標の設定状況や評点の合計などにより評価する。

4 県による表彰

県は、最終年度の報告書提出時に高評価を得た事業者について、適正な実施状況を確認できる場合は、表彰することができる。

5 県による現地調査、勧告等

県は、計画書の内容やその実施状況の確認などに係る現地調査や指導・助言を実施することができる。

県は、大規模事業者が計画書等の提出などを行わない事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

県は、正当な理由なく勧告に従わないときは、聴聞の機会を設けた上で、その旨を公表することができる。

計画書の記載項目と配点（案）

項目		記入する内容	記入対象者 ²	配点			
				工ネ	車	5.5	
事業者に関する事項（総括票）	事業者の概要	名称・所在地					
		担当者連絡先					
		業種	産業分類				
		該当要件					
		計画期間					
		基本方針					
		推進体制		工ネ、車、5.5	0	0	0
		公表方法					
		原油換算エネルギー使用量					
		自動車台数					
		5.5ガス合計排出量					
		温室効果ガス排出量					
		調整後排出量					
	（エネルギー削減目標起源）	基準年度					
		基準排出量					
		基準原単位					
		目標年度		工ネ			
		目標排出量			-	-	
		目標原単位					
		削減率					
	目標設定の説明						
	（自動車削減目標）	基準年度					
		基準排出量					
		目標年度		車			
		目標排出量			-	-	
		削減率					
	目標設定の説明						
（5.5ガス削減目標）	基準年度						
	基準排出量						
	目標年度		5.5				
	目標排出量			-	-		
	削減率						
目標設定の説明							
削減目標達成のための具体的な措置			工ネ、車、5.5				
重点対策(自動車)			車	-	-		
事業所情報		事業所の規模別の数、排出量の合計を記入	工ネ、5.5	0	-	0	
の自情動報車	保有台数		工ネ、車、5.5	0	0	0	
	次世代車使用台数、導入計画			0	0	0	
5.5ガス種類別排出量				-	-	0	
再生可能エネルギー、自然エネルギーの利用状況			工ネ、車、5.5				
クレジット等に関する取組			工ネ、車、5.5				
中小企業支援			工ネ、車、5.5				
交通対策		ノーマイカー通勤 公共交通機関の利用促進策 来客者の交通対策 物流の合理化	工ネ、車、5.5				
環境マネジメントシステムの導入状況		ISO、エコアクション21など	工ネ、車、5.5				
その策他の対	廃棄物削減						
	水利用の削減						
	その他	省エネ型商品の開発 環境保全、環境教育 等	工ネ、車、5.5				
自由記載欄		過去の取組実績がある場合には記載	工ネ、車、5.5		0		

計画書の記載項目と配点（案）

項目		記入する内容	記入対象者 ²	配点			
				エネ	車	5.5	
事業所個別の情報（個別票）	事業所の概要	名称・所在地	エネ、5.5	0	-	0	
		担当者連絡先					
		業種					産業分類
		事業所の種類					工場、事務所など
		延べ床面積					
		テナント、オーナーの別					
		原油換算エネルギー使用量					
		基本方針					
		推進体制					
	（エネルギー削減目標起源）	基準年度	エネ	■	-	-	
		基準排出量					
		基準原単位					
		目標年度					
		目標排出量					
		目標原単位					
	（5.5削減目標ガス）	基準年度	5.5	■	-	■	
		基準排出量					
		目標年度					
		目標排出量					
		削減率					
目標設定の説明							
削減目標達成のための具体的な措置		エネ、5.5	■	-	■		
重点対策の実施状況		エネ、5.5	■	-	■		
5.5ガス種類別排出量		5.5	-	-	0		
再生可能エネルギー、自然エネルギーの利用状況		エネ、5.5	■	-	■		
中小企業支援		エネ、5.5	■	-	■		
交通対策		ノーマイカー通勤 公共交通機関の利用促進策 来客者の交通対策 物流の合理化	エネ、車、5.5	■	■	■	
環境マネジメントシステムの導入状況		ISO、エコアクション21など	エネ、5.5	■	-	■	
その他の対策	廃棄物削減	省エネ型商品の開発 環境保全、環境教育 等	エネ、5.5	■	-	■	
	水利用の削減						
	その他						
自由記載欄		過去の取組実績がある場合には記載	エネ、5.5	■	-	■	

1 個別票は原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上又はCO2換算5.5ガス排出量が3,000t以上の事業所ごとに作成する。

2

エネ：原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者

車：自動車使用台数が200台以上の事業者

5.5：5.5ガス排出量の合計が3,000t-CO2以上の事業者

3 ■：配点があることを示す。

4 0：記載を要する項目であるが、配点がないもの

5 -：記載を要さない項目

重点対策（案）

1 一般設備

分類	ステップ	実施段階	連番	対策名称	対象機器等	内容	基準
必須		ルール(管理標準)策定及び文書化	-	管理ルール(管理標準等)の設定	照明 空調(クリーンルーム含む) 冷凍機 蒸気ボイラー 工業炉 コンプレッサ ポンプ ファン・ブローア 発電設備(コジェネ含む)	主要なエネルギー使用設備について、管理標準の策定を求める	対象機器について、「エネルギー管理表」(仮称)の稼働実態が把握できる内容の管理標準が設定されていること。
		実態把握	1	管理実態の把握	-	「管理実態表」(仮称)の作成(作成状況により実施済みか否かを判断するとともに、指導内容のよりどころとする。)空気環境測定結果、ばい煙測定結果の添付を義務付ける。	管理標準に基づき設備が管理されていること。 「管理実態表」(仮称)が記入がされており、かつその稼働実態が管理標準で定めた基準値を逸脱していない)
			2	エネルギー使用実態の把握	-	エネルギーの種類別、設備別使用量に関する「エネルギー管理表」(仮称)への記入を求める。	エネルギー使用量が種類別、設備別に把握されていること。 「エネルギー管理表」(仮称)が記入されている)
選択		計画策定・検討	-	設備更新計画(実態把握を踏まえたもの)の策定	-1～-11の対象設備、その他エネルギー消費の大きい設備等	効率改善、現状把握、燃料転換等、エネルギー使用の合理化又は温室効果ガス低減につながる対策の立案(スケジュール及び効果の見込みまでを求める。)	実態把握を踏まえ、設備更新による温室効果ガス排出量の削減又はエネルギーの使用の合理化に関する対策が立案されており、その削減見込み量が算定されている。
		設備更新の実施	-	で策定した計画あるいは、で把握した実態を踏まえた設備更新対策の実施	-1～-11の対象設備、その他エネルギー消費の大きい設備等	削減効果(推計実績削減量)の算定までを求める。	で策定した計画又はに基づき設備更新が行われており、更新による温室効果ガス削減量が試算されている。

2 自動車

分類	ステップ	実施段階	連番	対策名称	対象機器等	内容	基準
必須	～	実態把握	1	燃料使用量等の定期的な把握	自らが管理する自動車	燃料使用量及び走行距離を車両別に把握する。	燃料使用量及び走行距離が車両別に定期的に記録されている。
		実態把握	2	エコドライブの励行		従業員へのエコドライブに関する情報の周知(講習の実施など)	エコドライブに関するマニュアルが整備され、運転者に対する講習会が行われている。
選択	～	自動車更新の実施	-	低燃費かつ低公害な車の導入		低燃費車かつ低公害な車の導入割合を向上させる	低燃費車かつ低公害な車の導入目標が定められている。

3 その他

分類	ステップ	実施段階	連番	対策名称	対象機器等	内容	基準
必須	～	実態把握	1	HFC、PFC、SF6封入機器の管理	冷凍機、空調機(パッケージ空調、ビルマルチ)、冷凍倉庫、変圧器等	帳簿の整備による実態把握、廃棄時のルール策定を求める。	・フロン類、SF6封入機器の台帳(機器の種類、名称、設置年、封入ガスの種類及び量)が記載された一覧表が整備されており、かつ、それらの機器の廃棄時のルール(封入カスの抜き取り及び処理に関するもの)が定められていること。 ・SF6ガス絶縁機器(変圧器・遮断機等)は封入ガスの圧力等を把握し、漏えいの有無を確認している。
		実態把握	2	HFC、PFC、SF6使用量の把握	生産工程でHFC、PFC、SF6を使用する事業者	使用するガスの量の把握を求める。	生産工程において使用するHFC、PFC、SF6の量を把握している。
選択	計画策定・検討	計画策定・検討	1	代替方策の検討	全体	HFCプロワー(スプレー)以外の洗浄・清掃方法の検討	代替物資の使用に係る対策を立案している(代替方法が明確にされていること)。
		計画策定・検討	2	ノンフロン化の検討	冷凍機、空調機(パッケージ空調、ビルマルチ)、冷凍倉庫	更新時期にノンフロン化の検討	導入するノンフロン機器及び更新のスケジュールが明確にされていること。
		計画策定・検討	3	SF6の転換検討	絶縁機器	SF6以外の絶縁機器への転換検討	SF6以外の物質を内蔵した機器以外の機器への転換に係る対策を立案(スケジュール及び効果の見込みまでを求める。)している。
	対策の実施	対策の実施	1	漏えい箇所対策の検討	業務用冷凍空調機器保有事業者	冷媒を補充充填した事業者は、漏洩箇所の点検、修繕	漏えい箇所の修繕記録がある。
		対策の実施	2	除害装置(ガス回収装置)の設置	生産工程でHFC、PFC、SF6を使用する事業者	除害装置(ガス回収装置)の設置	除害装置が設置されており、適切に運用されている。
		対策の実施	3	代替方策の実施	全体	により検討した設備更新の実施	立案した代替物資の使用に係る対策を実施している。
対策の実施	4	ノンフロン化の実施	冷凍機、空調機(パッケージ空調、ビルマルチ)、冷凍倉庫	により検討した設備更新の実施	立案した機器のノンフロン化に係る対策を実施している。		
対策の実施	5	SF6の転換実施	絶縁機器	により検討した設備更新の実施	立案したSF6以外の物質を内蔵した機器以外の機器への転換に係る対策を実施している		